

函館市専門家派遣型 I T 活用支援事業業務委託仕様書

函館市専門家派遣型 I T 活用支援事業実施要綱に基づく事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、専門家として事業を受託する者（以下「受託者」という。）が行う業務について、下記のとおり仕様を定める。

1 業務の内容

専門家が行う業務の内容は、利用対象者が I T を活用して経営改善を図るために必要な診断助言を行うこと、および事業の周知に係る活動への参画とし、次に掲げる事項については、含まないものとする。

(1) 事業の診断助言の範囲を超えて、実質上、利用対象者の本来業務への従事と見なされるもの

例：顧客データの入力作業、製品の販売等

(2) その他専門家が行う業務の内容に含めることが不適当なもの

2 利用の決定等

(1) 事業の利用者の決定は市長が行い、受託者に通知するものとする。

(2) 受託者は、前項の通知を受けたときは、速やかに利用者と連絡を取り、利用の日時等について確認等を行うこととする。

3 専門家の選考

専門家は、函館市内および近郊に居住し、次の各号の要件を備えている者のうちから選考するものとする。

(1) 特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会が認定する I T コーディネータの資格を有し、かつその知識・技能を活用した診断助言の経験があり、事業を適切に実施できる能力を有すること。

(2) 市内の中小企業者等が指定する市内の各事業者等へ自らの私有車等により往来が可能であること。

4 専門家の事業の業務日および時間

専門家は、委託期間内のうち、原則として次に掲げる業務日および時間において事業に従事できる体制を構築するものとする。

ただし、専門家が事業の業務以外に要する他業務等により、即時の対応が困難である場合は、電話・電子メール等を活用し、連絡調整を通じて事業の業務の遂行ができれば足りるものとする。

さらに、委託者と受託者の双方が同意する場合は、これ以外の業務日および業務時間における従事もできるものとする。

(1) 業務日

次のアおよびイを除く日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（アに掲げる日を除く。）

(2) 業務時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、正午から午後 1 時までの間は、休憩時間とする。

5 専門家の業務心得

- (1) 事業の業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者および受託者双方の協議により処理する。
- (2) 事業の業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について協力するものとする。
- (3) 委託者または本市関係者から提供を受けた資料等は、事業の業務のみに使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ本市の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- (4) 事業の業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため、打ち合わせを行うものとする。
- (5) 事業の業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (6) 事業の業務の遂行にあたり、委託者から引き渡された個人情報については、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。